

多治見市総合計画市民委員会設置要綱

平成10年 6 月30日

告示第101号

(目的及び設置)

第1条 多治見市の総合的な都市づくりの基本方向を示す多治見市総合計画の策定を、市民と協働して推進するため、多治見市総合計画市民委員会（以下「市民委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 市民委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、本市の総合計画策定に関心があり、総合計画策定に取り組む意欲と情熱のある人のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、当該総合計画の策定の終了をもって終わるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 市民委員会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、市民委員会を統括し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は会長の欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 市民委員会の会議は、必要に応じて会長が招集する。ただし、委員の委嘱後の最初の市民委員会は、市長が招集する。

2 市民委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 市民委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第6条 市民委員会の庶務は、企画部企画防災課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、市民委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この告示は、平成10年7月1日から施行する。

附 則（平成23年1月21日告示第7号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成23年3月31日告示第103号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。